

第三者意見書

2024年1月25日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

日本エネルギーホールディングス株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が日本エネルギーホールディングス株式会社（「日本エネルギーホールディングス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、日本エネルギーホールディングスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、日本エネルギーホールディングスがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

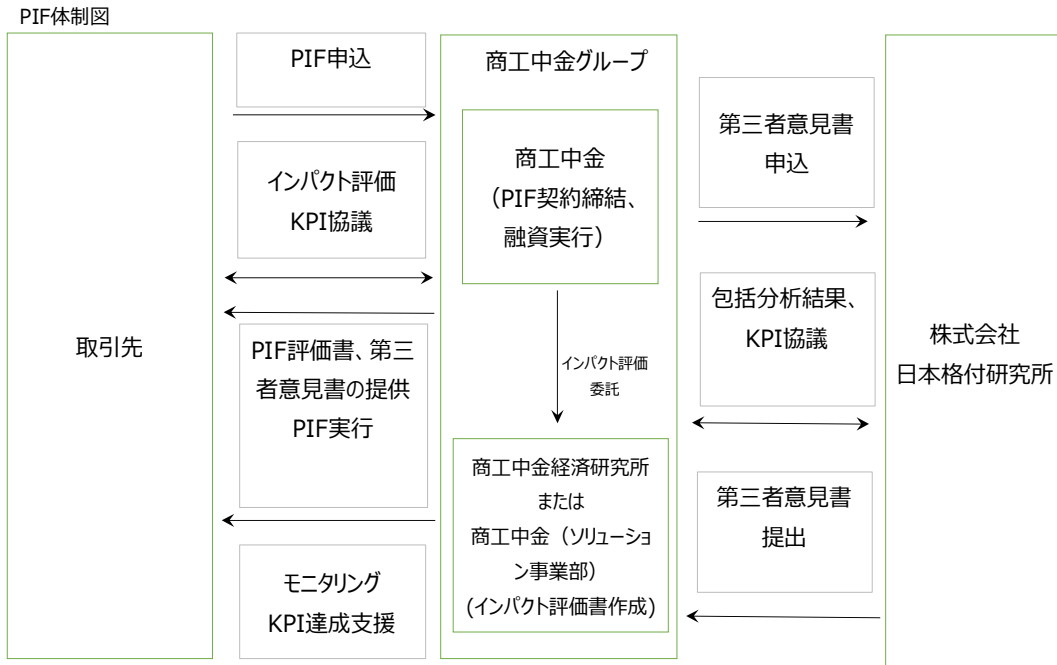
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である日本エネルギーホールディングスから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

大塚 浩芳

大塚 浩芳



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年1月25日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が日本エネルギーホールディングス株式会社（以下、ENEHOL）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ENEHOL の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	日本エネルギーホールディングス株式会社
借入金額	150,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	3 年
モニタリング実施時期	毎年 12 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	岡山県岡山市北区下中野 483-2 ENEHOL ビル 1F
設立	2012 年 1 月 27 日
資本金	60,000,000 円
従業員数	10 名 (2023 年 9 月現在)
事業内容	①太陽光発電システムの設計・施工、卸売 (売上比率 80%) ②太陽光発電設備の運営 (売上比率 20%)
主要取引先	太陽光発電システム販売会社、工務店、ハウスメーカー、ガス販売会社等

【業務内容】

- ENEHOL は、関係会社エフコーポレーションでの太陽光発電システム等の販売実績を活かし、他社製品の販売のみならず、自社製品（太陽光発電システム「ENEHOL」）の設計・施工、卸売を行うべく、設立された。現在では、太陽光発電システムの設計・施工、卸売を行い、自らも 45 か所（自社運営 36 か所、太陽光屋根貸し事業(*1)9 か所）の太陽光発電設備を運営する事業者である。

(*1)太陽光屋根貸し事業

屋根貸し事業とは、発電事業者が一定の面積を有する建物の屋根・屋上を借りて太陽光発電設備を設置し、建物所有者が屋根を貸すことへの対価として賃料やサービス（非常用電源として活用できるようにする、屋根の防水工事を行う等）を得るビジネスモデルである。

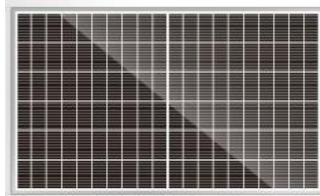
- 事業は、①システムインテグレーター、②卸販売、③太陽光発電設備の運営、④太陽光屋根貸し事業の 4 つに大別される。

①システムインテグレーター

太陽光発電システムは、屋根の上で電気をつくる「太陽電池モジュール」、家庭で使用出来る電気に変換する「パワーコンディショナ」、電気の状態を確認する「遠隔監視モニター」、太陽電池モジュールを屋根に固定する「架台」から構成されている。

ENEHOL は、顧客が安心・満足できる最高のシステムを届けるために世界トップクラスの製品にこだわり、製品のひとつひとつを厳選し、設計している。

・太陽電池モジュール



製品原料から製造ラインのロボットまで徹底的にこだわり、日本製やドイツ製ロボットを使用し、製造する工場との契約により、高い変換効率の太陽電池モジュールを提供している。

(写真①) 単結晶太陽電池モジュール

・パワーコンディショナ



太陽光発電システムの電力変換効率を向上し、高効率で電力を変換出来る。

(写真②) 屋外用集中型パワーコンディショナ

・遠隔監視モニター



専用カラーモニターの他、手持ちのパソコンやスマートフォンで、いつでも、どこでも発電量や消費電力量をチェックすることが出来る。



(写真③) 遠隔監視カラーモニター画面

・架台



一か所、一か所完全オーダーメイドで対応し、新 JIS 規格 JISC8955 (2017) (*2)に基づく構造設計を行った上で設置している。

(写真④) 架台

(*2)JISC8955 (2017)

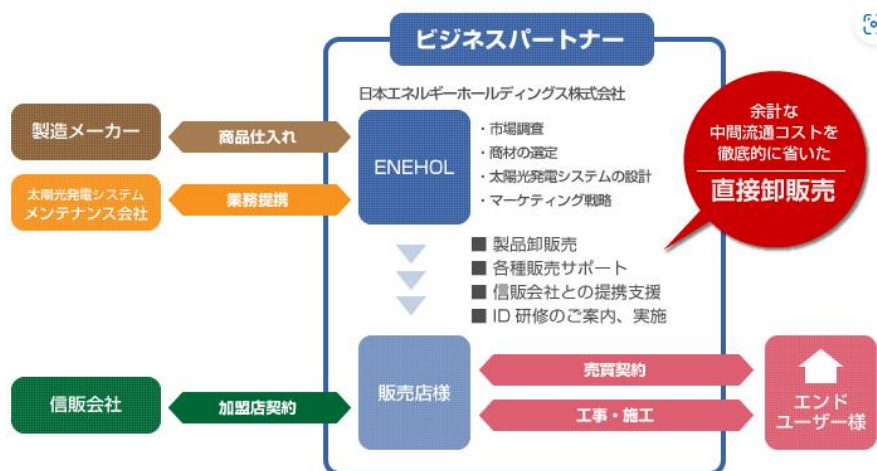
太陽光電池アレイ（配列）用支持物設計標準の規格。近年、暴風や大雪による被害が顕在化しており、従前の JISC8955 (2014) より設計荷重を増し、構造安全性を高めた改訂版規格。

(写真①～④は、ENEHOL 提供)

②卸販売

全国の太陽光発電システム販売会社、工務店、ハウスメーカー、ガス販売会社等へ太陽光発電システム、蓄電池・充電器等の省エネ商品を卸販売している。

[商流図]



(図表①) 商流図 (ENEHOL 提供)

③太陽光発電設備の運営

ENEHOL 名張太陽光発電所、ENEHOL 安来太陽光発電所他計 36 か所（合計 34MW(*3)）を自社運営している。

(*3)MW（メガワット）

発電量の単位。1MW で一般家庭約 300 世帯の年間消費電力量に相当する。



(写真⑤) ENEHOL 名張太陽光発電所の上空写真（ENEHOL 提供）



(写真⑥) ENEHOL 安来太陽光発電所の上空写真（ENEHOL 提供）

④太陽光屋根貸し事業

埼玉県内の小学校、高等学校、支援学校 9 か所の建物の屋根・屋上を借り、発電した電力を電力会社に売電し、売電収入から賃貸料を支払っている。

ENEHOL は、単なるものづくり、もの売りに留まることなく、本当の意味で顧客の目線に立ち何が必要なのかを真剣に考え、先を見据えた仕組みを創造していこうと考えている。

<自社運営の発電所>

	案件	所在地	連系開始時期	発電容量 (kW)
1	ENEHOLビル太陽光発電所	岡山県岡山市北区下中野483-2		26.32
2	ENEHOL 名張太陽光発電所	三重県名張市瀬古口746番地	2015年6月	983.00
3	ENEHOL 吉宗太陽光発電所	岡山県岡山市北区吉宗字辛香42-107	2016年12月	71.02
4	ENEHOL 勝央町黒土太陽光発電所①	岡山県勝田郡勝央町黒土673	2016年12月	55.80
5	ENEHOL 勝央町黒土太陽光発電所②	岡山県勝田郡勝央町黒土673	2016年12月	56.00
6	ENEHOL 河本町太陽光発電所	岡山県岡山市東区河本町7-1		93.96
7	ENEHOL 和気益原太陽光発電所1	岡山県和気郡和気町益原301-2		72.00
8	ENEHOL 和気益原太陽光発電所2	岡山県和気郡和気町益原301-3		41.94
9	ENEHOL 新見太陽光発電所1	岡山県新見市神郷下神代2853番1他	2017年3月	70.44
10	ENEHOL 新見太陽光発電所2	岡山県新見市神郷下神代2860番1他	2017年3月	69.68
11	ENEHOL 新見太陽光発電所3	岡山県新見市神郷下神代2889番1他	2017年2月	39.22
12	ENEHOL 新見太陽光発電所4	岡山県新見市神郷下神代2886番1他	2017年2月	14.84
13	ENEHOL 吉舎町太陽光発電所	広島県三次市吉舎町丸田508他	2017年3月	50.40
14	ENEHOL 鹿忍太陽光発電所1	岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍1689他2筆	2020年3月	79.68
15	ENEHOL 鹿忍太陽光発電所2	岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍1718	2020年3月	77.76
16	ENEHOL 鹿忍太陽光発電所3	岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍1716-1他1筆	2020年3月	79.20
17	ENEHOL 世羅町太陽光発電所1	広島県世羅郡世羅町大字徳市字多田1976,1978-2	2020年3月	79.53
18	ENEHOL 世羅町太陽光発電所2	広島県世羅郡世羅町大字徳市字多田1907,1912-2,1987	2020年3月	79.20
19	ENEHOL 世羅町太陽光発電所3	広島県世羅郡世羅町大字徳市字多田1903	2020年3月	79.20
20	ENEHOL 桑木太陽光発電所1	広島県神石郡神石高原町桑木724	2020年3月	71.00
21	ENEHOL 桑木太陽光発電所2	広島県神石郡神石高原町桑木727	2020年3月	70.40
22	ENEHOL 桑木太陽光発電所3	広島県神石郡神石高原町桑木742-1	2020年3月	70.40
23	ENEHOL 桑木太陽光発電所4	広島県神石郡神石高原町桑木745	2020年3月	71.00
24	ENEHOL 桑木太陽光発電所5	広島県神石郡神石高原町桑木753	2020年3月	70.40
25	ENEHOL 桑木太陽光発電所6	広島県神石郡神石高原町桑木758	2020年3月	70.40
26	ENEHOL 安来太陽光発電所 (1・2区画)	島根県安来市中海町342番	2019年1月	85.50
27	ENEHOL 安来太陽光発電所 (3・4区画)	島根県安来市中海町373番	2019年1月	85.50
28	ENEHOL 安来太陽光発電所 (5・6区画)	島根県安来市中海町375番	2019年1月	85.50
29	ENEHOL 安来太陽光発電所 (7・8区画)	島根県安来市中海町382番	2019年1月	85.50
30	ENEHOL 安来太陽光発電所 (9・10区画)	島根県安来市中海町387番	2019年1月	85.50
31	ENEHOL 安来太陽光発電所 (11・12区画)	島根県安来市中海町394番	2019年1月	85.50
32	ENEHOL 安来太陽光発電所 (13・14区画)	島根県安来市中海町409番	2019年1月	85.50
33	ENEHOL 安来太陽光発電所 (15・16区画)	島根県安来市中海町415番	2019年1月	85.50
34	エネホルアグリカルチャー-安来営業所 倉庫太陽光発電所	島根県安来市門生町字和田167-1		10.50
35	門生太陽光発電所	島根県安来市門生町字門生田442-1,442-3		101.67
36	ENEHOL 世羅町太陽光発電所	広島県世羅郡世羅町大字徳市字多田1995他1筆	2023年6月	79.80
			合計	3,418.76

(図表②) 出所：ENEHOL Web より商工中金経済研究所が作成

<太陽光屋根貸し事業の発電所>

	案件	所在地	連系開始時期	発電容量 (kW)
1	ENEHOL 埼玉県某高等学校太陽光発電所①	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年6月	40.92
2	ENEHOL 埼玉県某高等学校太陽光発電所②	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年10月	43.61
3	ENEHOL 埼玉県某高等学校太陽光発電所③	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年12月	41.16
4	ENEHOL 埼玉県某高等学校太陽光発電所④	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年6月	41.16
5	ENEHOL 埼玉県某高等学校太陽光発電所⑤	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年12月	165.38
6	ENEHOL 埼玉県某支援学校太陽光発電所①	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年12月	211.68
7	ENEHOL 埼玉県某支援学校太陽光発電所②	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年11月	55.13
8	ENEHOL 埼玉県某支援学校太陽光発電所③	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年9月	55.13
9	ENEHOL 埼玉県某小学校太陽光発電所	埼玉県某所 (官庁屋根貸し事業案件)	2016年4月	95.55
			合計	749.70

(図表③) 出所：ENEHOL Web より商工中金経済研究所が作成

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
ENEHOLビル	岡山県岡山市北区下中野 483-2	本社
エネホルアグリカルチャー 安来営業所 太陽光発電所	島根県安来市門生町字和田 167-1	16 か所の発電所の運営及び 営農拠点
(関係会社) 合同会社エネホル A	岡山県岡山市北区下中野 483-2 (ENEHOLビル内)	農業経営
(関係会社) エフコーポレーション		太陽光発電システムの販売・ 施工
(関係会社) 日本バイオエネルギー		木質バイオマス発電所の運営



(写真⑦) ENEHOLビルの外観 (ENEHOL 提供)



(写真⑧) エネホルアグリカルチャー安来営業所太陽光発電所の外観 (ENEHOL 提供)

【沿革】

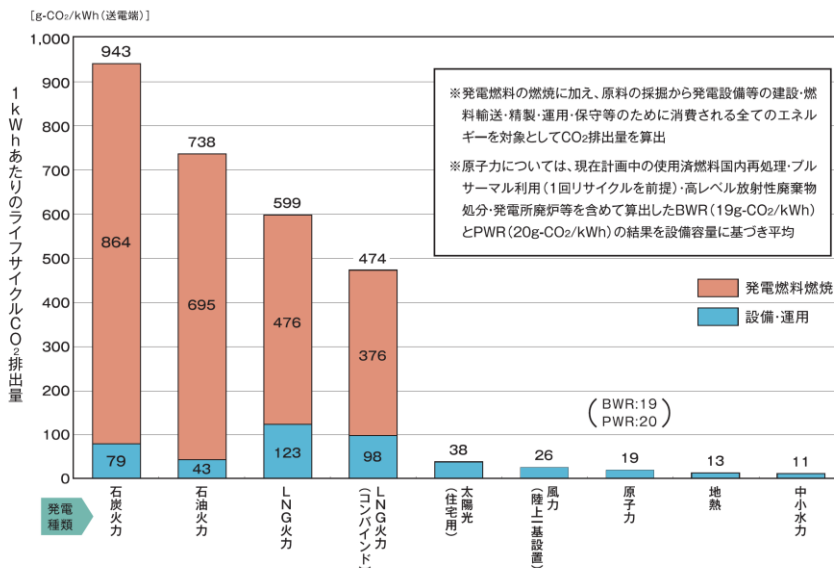
2000年 2月	(株)エフコーポレーションを設立（事業内容:太陽光発電システムの販売・施工）
2012年 1月	日本エネルギーホールディングス(株)を設立
2014年 9月	ENEHOLビルを取得し、本社を現在地に移転
2014年 12月	合同会社エネホル A を設立（事業内容:農業経営）
2017年 11月	日本バイオエネルギー(株)を設立（事業内容:木質バイオマス発電の運営）

2.2 業界動向

■ 再生可能エネルギー（再エネ）の普及推進

- 世界的な潮流となっているカーボンニュートラルへの対応を迫られる中、日本は 2020 年 10 月、「2050 年のカーボンニュートラル」（脱炭素社会）を目指すと宣言し、2030 年度の新たな温室効果ガスの排出量削減目標を表明した。
- 日本原子力文化財団の「原子力・エネルギー図面集」によれば、太陽光発電は化石燃料と比べ 1kWh あたりのライフサイクル CO₂ 排出量が石炭火力の 4%に過ぎず、化石燃料による発電から太陽光発電への代替は温室効果ガスの削減効果が大い。

各種電源別のライフサイクルCO₂排出量



2-1-9

出典：(一財)電力中央研究所「日本における発電技術のライフサイクルCO₂排出量総合評価(2016.7)」より作成

(図表④) 出所：(一財)電力中央研究所「日本における発電技術のライフサイクルCO₂排出量総合評価(2016.7)」

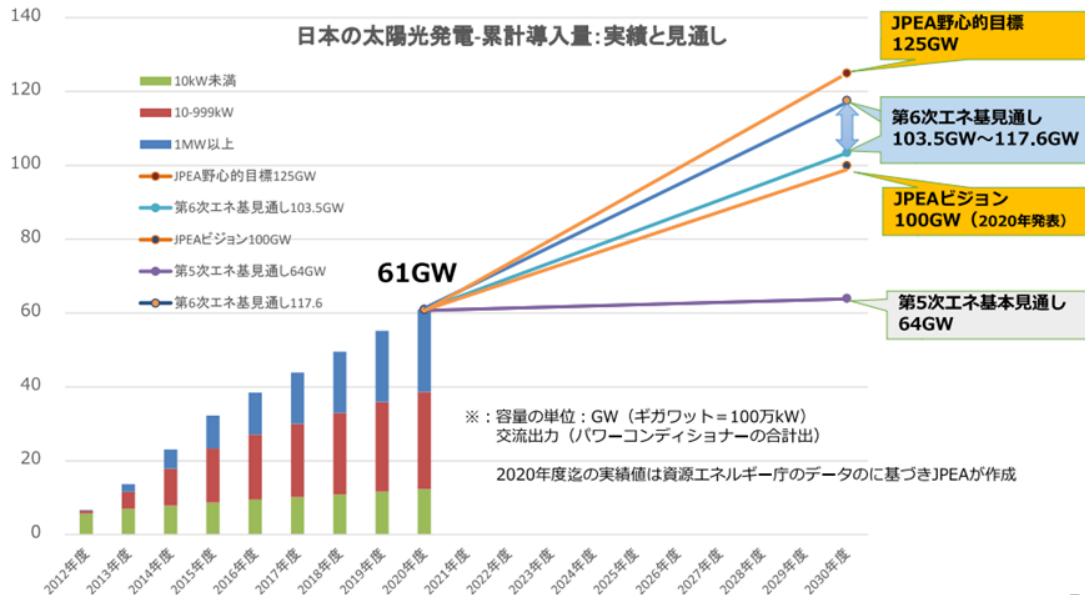
- 2021 年 10 月に閣議決定、経済産業省が公表した第 6 次エネルギー基本計画では、「2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、(中略)再エネに関しては、S+3E(*4)を大前提に、2050 年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」とあり、太陽光発電については、2019 年の電源構成に占める割合 (6.7%、約 61GW)を 2030 年度には 14~16% (103.5~117.6GW) まで引き上げる計画としている。この目標に引き上げるためには、地域共生や適地不足といった課題を解決しつつ、再エネの拡大を加速する必要がある。

2030年46%削減に向けた太陽光発電の導入目標（累計）



- 2020年度末の累計導入量は約61GW（電源構成の7～8%）
- 第6次エネ基の2030年度末の見通しは103.5～117.6GW（電源構成の14～16%）であり、第5次エネ基の64GWから大幅に上方修正され野心的レベルとなっている。
- JPEAにおいても従来の2030年ビジョンの100GWから新たな野心的目標125GWを設定

2030年の野心的目標達成には、**2020年度実績から2倍程度に増やす必要がある**



（図表⑤） 出所：経済産業省「第3回再エネ設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」資料

(*4)S+3Eとは、安全性(Safety)及び自給率(Energy Security)と経済効率性（Economic Efficiency)と環境適合（Environment）のこと。

■ FIT

FIT（Feed-in Tariff：固定価格買取制度）は、2012年7月施行のFIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づく制度である。当時再エネ発電が火力他の発電に比べコスト高であり、普及が進まないため、この制度で再エネ発電した電気を他の電力より高値で買い取ることを電力会社に義務づけた。電力会社の買取価格は認定から住宅用が10年間、産業用が20年間保証され、上乗せ分の費用は電気料金を通じて再エネ賦課金として国民に転嫁されている。多くの事業者が再エネ発電に新規参入したが、再エネが太陽光発電に偏る、FIT認定を受けても直ぐに発電を始めず、太陽光パネル価格下落を待つ事業者が多く発生する等の問題が生じたため、2017年4月FIT法は改正され、事業者は事業計画の策定や適切なメンテナンスを求められ、認定を受けて一定期間が経過しても発電を始めない事業者は買取期間を短縮される等、安定的な運転が行われるようルール付けられた。

発電設備価格や設置費用の下落に伴い、買取価格は年々引き下げられている。（2012年度 34～42円/kwh、2023年度 16円/kwh）。2022年度以降、順次家庭用の10年間の買取期間が終

了（卒 FIT）し、その後各電力会社と個別に契約する買取価格は FIT 価格より大幅に下落するため、売電するよりも自家消費して電気の購入量を減らす動きも見られる。

■ 自家消費型太陽光発電

- 卒 FIT 後の Non-FIT 太陽光発電(*5)の中でも、自社の敷地内に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を自社で消費する自家消費型太陽光発電は再生エネルギー拡大策の 1 つの手段である。再エネ賦課金により電力料金が年々上昇していることや太陽光発電設備の設置費用が下落していることも後押しとなっている。

(*5)Non-FIT 太陽光発電

Non-FIT 太陽光発電とは、固定価格買取制度（FIT）を用いず、市場価値に基づく発電事業を推進することで、持続可能なエネルギー利用を目指す仕組み。太陽光発電以外にも風力発電や水力発電、地熱発電等が含まれる。FIT は再エネの導入に貢献している反面、認定発電所の電気には再エネ賦課金という形で既に環境価値への対価が支払われているため、再エネ 100%とは認められない。これに対し Non-FIT 太陽光発電の電気は 100%再エネ由来の電気として認められ、環境価値の高い電気である。

ENEHOL は岡山県内における自家消費型太陽光発電事業の先駆者として、工場や店舗への自家消費型太陽光発電（自社所有モデル）の普及に努めており、電気料金高騰の折、格安且つ環境負荷の少ないクリーンエネルギーの利用拡大に貢献している。

2.3 企業理念等

■ 企業理念等

企業理念
「心」「挑戦」「全員経営」「積極思考」
サステナビリティ方針
<ul style="list-style-type: none"> ・高い意識と誇りを持ち、自然エネルギー量「世界一」を目指し、世界に通用する環境エネルギー事業のリーディングカンパニーとして社会に貢献していく ・我が国の地球温暖化対策計画で示された 2030 年温室効果ガス（2013 年度比）46%削減の約束を果たし、世界から美しい国として認めってもらうため、努力する

■ コンプライアンス憲章

1.地球環境への配慮
私たちは、一人ひとりが地球環境の保護に重要な責務を負っている事を認識し、省資源や省エネルギーの取り組みなど、地球環境の保護に努めます。
2.法令・規範の遵守
<p>(1) 私達は、法令や社会規範を遵守し、社会的良識に基づいて行動し、すべての企業活動が社会倫理に適合したものになるよう努力します。また、私達一人ひとりの責任として、自らの業務に関連する法令・規則、社内規定・規則を認識し、正しく理解します。</p> <p>(2) 私達は、法令や社会規範の遵守をより確実なものとするため、社内規定・規則の整備に努め、企業活動に関わる法令に関する最新情報を継続的かつ積極的に収集し、社内周知を徹底します。</p>
3.安全で高品質な商品・サービスの提供
私たちは、優れた技術と豊かな経験をもとに、安全性に配慮し信頼できる高品質の商品・サービスを消費者・取引先に提供します。
4.人権の尊重
私たちは、性別、国籍、社会的身分、身体的条件などによる差別を行わず、人権の尊重を実践します。
5.健全な企業活動
私たちは、お客様に対し、誠実な態度で接し健全な関係を維持するとともに、不公正な便宜供与をすることなく、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体と一切関わりません。
6.適正な情報管理
私たちは、企業活動によって知り得た個人情報・機密情報を漏洩や私的に使用することなく適正に管理します。

7.不正の防止体制

私たちは、私たちの一員もしくは会社組織の行為が、この「日本エネルギーホールディングス株式会社コンプライアンス憲章」に違反する、または違反する恐れがあるとき、これを速やかに社内の定めに従って報告し、不正行為を黙認・隠蔽しません。

8.お客様第一主義

私たちは、商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のために、お客様の声を大切にし、アンケート調査を実施します。常にお客様に喜んでいただけることを第一に考え、感謝と誠実な心で対応し、質の高い商品とサービスを提供します。

2.4 事業活動

ENEHOL は、以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面・経済面】

■ 再生可能エネルギー普及への取り組み

設立来、約 3 万件の太陽光発電システムを販売、約 2 千件の太陽光発電設備の施工を行い、地域の再エネ需要を支えてきた。引き続き太陽光発電システム販売会社、ハウスメーカー等既存ルートを通じて太陽光発電システムを販売していく。加えて卒 FIT への対応として耕作放棄地、農転（農地から他用途への転用）可能な農地及び工場・店舗へ Non-Fit 太陽光発電の普及を図っていく。これらの事業は、持続的な CO2 排出量の削減、カーボンニュートラル社会の実現への貢献につながるものである。

● 耕作放棄地、農転可能な農地耕作放棄地への Non-Fit 太陽光発電の普及

耕作放棄地や農転可能な農地に ENEHOL が野立て(*6)の太陽光発電所を設置し、土地付きの太陽光発電所を販売、購入者はグリーンな電力を自らで使用あるいは電力小売会社等に販売出来る。

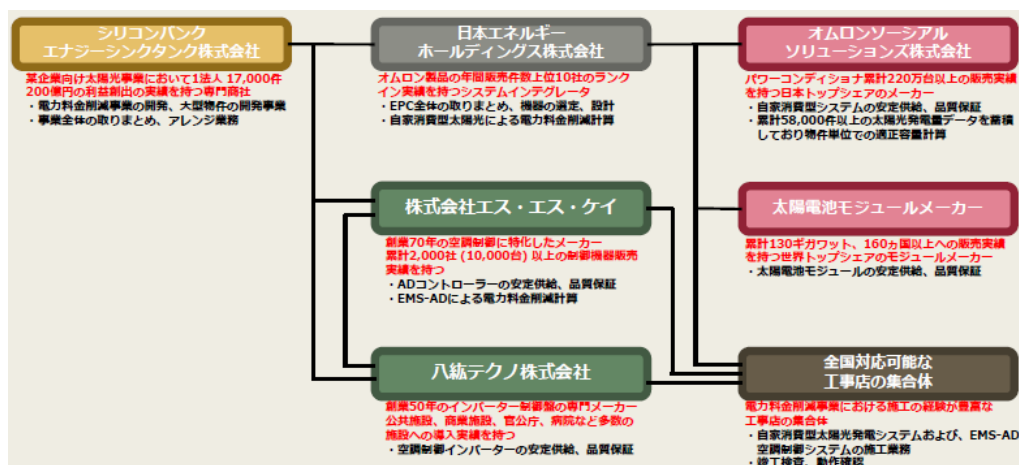
(*6)野立て

地面の上に建設された太陽光発電所のこと。屋根上や屋上設置と区別するために使われる。

● 工場・店舗への自家消費型太陽光発電の普及

スーパー、ショッピングセンター、アミューズメント施設へ自家消費用として自家消費型太陽光発電設備を販売していく。具体的には、2012 年に ENEHOL がシリコンバンクとオムロンソーシアルソリューションズとパートナーシップを締結、シリコンバンクの顧客紹介を受け、オムロンソーシアルソリューションズが発電シミュレーションを作成、ENEHOL が資金調達、設計・施工に携わり顧客ニーズに対応し、拡大を図っていく(*7)。既に複数のアミューズメント施設、ショッピングセンター等から発電容量合計数十 MW の引合いがある。

(*7)シリコンバンクとオムロンソーシアルソリューションズとのパートナーシップについて



(図表⑥) ENEHOL 提供

■ 地域貢献への取り組み

- ENEHOLまたは関係会社日本バイオエネルギーにてCO2排出量削減の取り組みとして、2025年をメドに岡山県笠岡市に発電容量2MWのバイオマス発電所を設立し、地元電力会社への電力供給を計画している。材料の木質バイオマス燃料は、自社で発電所近隣の山林から間伐材を切り出し調達する。笠岡バイオマス発電所設立時には従業員を新たに地元、特に女性や高齢者からの採用を見込んでいる。業容拡大に伴い徐々に増員を図り、2026年末迄に発電所運営要員10名、木質バイオマス燃料製造要員10名の計20名の採用を予定している。

【環境面】

■ 太陽光発電設備の有効利用

- 産業用（出力10kW以上）のFIT買取価格は2012年は40円/kWであったが、年々下がりが続き、2023年は10円/kW前後、さらに卒FIT後買取価格は7円前後と非常に低くなるため、維持管理費用を賄えなくなる恐れがある。①電力会社への売電、②自家消費型太陽光発電（自社所有モデル）への切り替え、③太陽光発電所の売却、④撤去が考え得る対応である。ENEHOLが運営する太陽光発電所も2035年以降、順次卒FITを迎えるが、継続可能と判断される施設については、予め所有者に上記②及び③の採算シミュレーション等を案内し、更に10年程度の操業継続を促していく。
- 所有する太陽光発電所は全てFIT用であり、現時点では自社で使用する電力は電力会社から購入している。推進者 ENEHOL 自らクリーンエネルギーを使用すべく、2024年半ばをメドに本社横の余地に太陽光パネルを設置し、自家消費型太陽光発電（自社所有モデル）を開始する。

■ リユース・リサイクルへの取り組み

- 主な廃棄物は太陽光発電所建設時に発生する金属屑、プラスチック屑等であるが、全て産業廃棄物処理業者により回収させている。ENEHOLは処理業者と委託契約を交わし、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により、適切に最終処分されていることを確認している。
- 建設現場で使用する資材には、再生建設資材の購入やグリーン調達を積極的に利用している。また太陽光発電所で定期的に刈り取った雑草は1か所に集めカルスNCR(*8)処理を行い、土壌に戻している。

(*8) カルスNCR

カルスNCRは、多様な微生物による土づくりの資材。生の有機物と一緒にすき込み、有害ガスを発生させずに土の中で分解（堆肥化）出来る。含まれている微生物の働きで土が丈夫になり、肥料効果を高め、作物の食味・品質・収量の向上につながる。

- また今後の太陽光発電設備の解体・撤去の際には架台などの金属は100%リサイクルを実施し、太陽電池モジュールについては廃棄物処理法に沿った廃棄処理を行っていく。

【社会面】

■ 労働時間短縮への取り組み

- 休日は年間 110 日と全企業平均 107 日（厚労省「令和 4 年就労総合調査の概況」）を上回る。受注件数の拡大により従業員の時間外労働時間は増加傾向にあるが、年間一人当たりの時間外労働時間は 15 時間程度（2022 年実績）と多くない。今後、社長自ら従業員の時間外労働時間を毎月把握の上、作業分担の見直しを行う等の対応により、時間外労働時間の削減を図っていく。
- 休暇取得を前日に申し出ても構わない、有給休暇が取りやすい社風であるが、日中業務の多忙感等により有給休暇取得率は 2022 年 50.8%と全産業平均 58.3%（厚労省「令和 4 年就労総合調査の概況」）を若干下回る水準にある。会社としてはライフワークバランスの観点より、政府目標の「2025 年までに 70%」を目指し、作業分担の見直しを行う等により一層の向上に取り組んでいる。
- シングルマザー、子育て中の従業員には、勤務時間をパターン化せず、従業員の都合に合わせて勤務時間を決めることが出来る自由シフト制を認め、家事・育児と仕事の両立を図っている。

■ 従業員育成への取り組み

- 太陽光発電所敷地の保守・整備担当者は小型ユンボ操縦資格（小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育）、電気作業に携わる従業員は第一種・第二種電気工事士等、従業員延べ 4 名が下記の資格を保有しており、試験費用、教材費、教育講座の受講費用等の諸経費は全額会社負担としている。また業務上必要な技能教室（CAD 操作等）の授業料補助も行っている。

資格名	取得者数（名）
小型ユンボ操縦資格	1
第一種電気工事士	1
第二種電気工事士	2

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義・公正
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	電子・電気通信卸売業、発電・送電・配電業
ポジティブ・インパクト	住居、保健・衛生、雇用、エネルギー、情報、気候、包摂的で健全な経済、経済収束
ネガティブ・インパクト	雇用、文化・伝統、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
エネルギー、資源効率・安全性、気候、経済収束	➢ 再生可能エネルギー（太陽光発電システム）普及への取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	➢ 地域雇用の創出

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	➢ 労働時間短縮への取り組み

資源効率・安全性、廃棄物	▶ 産業用太陽光発電設備自社運営の有効利用、解体・廃棄時のリユース・リサイクルへの取り組み
--------------	---

なお、UNEP FI のインパクト分析ツールで発出されたインパクトのうち「住居」「保健・衛生」「情報」は、当社が住居の供給や医療・健康、情報通信インフラ等に直接関連する事業を行っていないことから、ポジティブ・インパクトとして特定していない。

また、UNEP FI のインパクト分析ツールで発出されたインパクトのうち、ネガティブ・インパクトとして特定しなかったものとその理由は以下の通りである。

●水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス

当社事業では水質汚染、大気汚染、土壌汚染の発生は殆どない。

●文化・伝統

当社事業では文化財や文化施設を破壊するような太陽光発電設備の設置は行わない。

●気候

当社の本社横の余地に太陽光パネルを設置の上、自家消費型太陽光発電（自社所有モデル）開始を予定し、取り得る省エネ対策を取っている。また所有する重機を全てアドブルー対応車に代替し、CO2 排出低減を図る等の取り組みを既に十分進めている。




●経済収束




仕入・販売等サプライチェーン上で不当な契約行為はない。



4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

ENEHOL は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

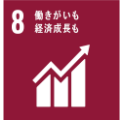
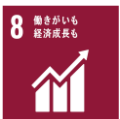
特定したインパクト	エネルギー、資源効率・安全性、気候、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	再生可能エネルギー（太陽光発電システム）普及への取り組み		
KPI	再生可能エネルギーの普及のため、以下の目標達成を目指す。		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024/12 期以降 2026/12 期までに 150 件（総発電容量 50MW）の自家消費型太陽光発電設備を販売する。（2023 年 9 月末（9 か月）実績 34 件、12MW） ● 2024/12 期以降 2026/12 期までに 500 件の「Non-FIT 太陽光発電設備」の開発・施工を行う。（2023 年 9 月末累計実績 200 件） ● 2026 年末までに岡山県笠岡市にバイオマス発電所を設立、稼働させる。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シロンバンク、オムロンソーシアルソリューションズと共同でスーパー、ショッピングセンター、アミューズメント施設へ自家消費型太陽光発電設備を販売していく。 ➢ 太陽光発電システム販売会社、ハウスメーカー等既存ルートでの販売の他、耕作放棄地、農転可能な農地耕作放棄地への野立て太陽光発電所の推進により Non-FIT 太陽光発電設備の普及を図っていく。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	
	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	

	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	
	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	地域雇用の創出		
KPI	● 笠岡バイオマス発電所設立時の新規採用に加え、業容拡大に伴う増員も徐々に図り、2026年末迄に地元採用を中心として20名を新たに雇用する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 笠岡バイオマス発電所設立時及び業容拡大による増員の際には、極力地元、女性、高齢者を優先的に雇用する。		
貢献するSDGsターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用		
取組内容（インパクト内容）	労働時間短縮への取り組み		
KPI	● 1人あたりの年間時間外労働時間を毎年5%ずつ削減する。 (2022年実績15時間)		

	<ul style="list-style-type: none"> ● 有給休暇取得率を 2022 年 50%から 2026 年 70%まで向上させる。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 作業分担の見直し等により 1 人あたりの年間時間外労働時間の更なる削減を図っていく。 ➢ 労働時間の削減、従業員の多忙感の軽減等により有給休暇取得率を向上させる。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

なお、UNEP FI のインパクト分析ツールで整理されたインパクトのうち、産業用太陽光発電設備自社運営の有効利用や解体・廃棄時のリユース・リサイクルへの取り組みは、FIT 期限前では太陽光発電設備の撤去が自然災害や故障時等と発生が限定的であり、「資源効率・安全性」「廃棄物」は、KPI には設定しない。

5.サステナビリティ管理体制

ENEHOL では、本ファイナンスに取り組むにあたり、藤木代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、藤木代表取締役を最高責任者とし、松岡企画広報デザイナーが事務局となり、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役 藤木 慎太郎
(事務局)	企画広報デザイナー 松岡 芹香

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、ENEHOL と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、ENEHOL と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ENEHOL は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190